

○北海道警察自動車運転技能検定規程の運用について

令和7年3月7日

道本教第5286号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道警察自動車運転技能検定規程（昭和60年警察本部訓令第14号。以下「訓令」という。）の一部を改正し、令和7年3月7日から施行することに伴い、その解釈及び運用方針を次のとおり定めたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察自動車運転技能検定規程の運用について」（平31.4.2道本教第60号）は、同日付けで廃止する。

記

第1 訓令改正の要点

- 1 検定の合格基準から適性検査の判定値を削除した。
- 2 合格証書を廃止した。

第2 訓令の解釈及び運用方針

項目	解釈及び運用方針											
1 趣旨（第1条関係）	(1) 「北海道警察において管理する車両」とは、道警察が管理する自動車のほか、別に定めるところにより部外機関又は職員から警察目的を遂行するため借り上げて使用する車両を含むものである。 (2) 「警察職員」とは、北海道警察に勤務する警察官、事務職員、技術職員のほか、会計年度任用職員を含むものである。											
2 委員会の構成（第3条関係）	(1) 検定実施に係る業務は、次表に掲げるところにより行うものとする。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">業務内容</th><th colspan="2">担当課</th></tr><tr><th>警察本部</th><th>方面本部</th></tr></thead><tbody><tr><td>検定の実施計画、合格者の通知、合格の取消し及び庶務に関する事項の処理</td><td>教 養 課</td><td>警 務 課</td></tr><tr><td>適性検査及び技能検査の実施</td><td>教 養 課 運 転 免 許 試 験 課</td><td>警 務 課 交 通 課</td></tr></tbody></table> (2) 検定員については、検定の業務を担当する課の長が運転技能に関し指導能力を有すると認めて推薦した巡查部長(同	業務内容	担当課		警察本部	方面本部	検定の実施計画、合格者の通知、合格の取消し及び庶務に関する事項の処理	教 養 課	警 務 課	適性検査及び技能検査の実施	教 養 課 運 転 免 許 試 験 課	警 務 課 交 通 課
業務内容	担当課											
	警察本部	方面本部										
検定の実施計画、合格者の通知、合格の取消し及び庶務に関する事項の処理	教 養 課	警 務 課										
適性検査及び技能検査の実施	教 養 課 運 転 免 許 試 験 課	警 務 課 交 通 課										

	<p>相当職を含む。)以上の者の中から、委員長が指名するものとする。</p> <p>(3) 委員会の庶務を担当する課の長(以下この事項において「庶務担当課長」という。)は、自動車運転技能検定合格者台帳(別記第1号様式)を備え、検定の区分ごとに所定の事項を記載しておくものとする。この場合において、方面本部の庶務担当課長は、当該自動車運転技能検定合格者台帳の写しを警察本部の庶務担当課長に送付するものとする。</p>
<p>3 検定の区分及び運転の範囲等(第5条関係)</p>	<p>(1) 普通技能検定2級Aを有する者は、総排気量1.600リットル以下の普通自動車に該当する警察車両については、緊急自動車としての指定を受けている場合であっても、運転することができる。</p> <p>(2) 普通技能検定2級Bを有する者は、車体の上部に固定式の赤色警光灯を備えた警察車両以外の警察車両については、総排気量を問わず、緊急自動車としての指定を受けている場合であっても、緊急自動車として緊急用務のために使用中の場合を除き、運転することができる。</p> <p>(3) 所属長は、所属職員に対する警察車両の運転訓練を実施するときは、当該訓練を指導する者を同乗させた上で、検定を有していない所属職員に警察車両を運転させることができる。</p>
<p>4 受検資格等(第6条関係)</p>	<p>(1) 所属長は、会計年度任用職員に検定を受検させる場合は、その必要性について検討した上、申請すること。</p> <p>(2) 所属長は、大型技能検定、中型技能検定、準中型技能検定、普通技能検定1級又は二輪技能検定1級を受検させる場合は、その者の運転特性のほか、日常における運転頻度、技能、健康状態、性格、年齢等を総合的に判断して、緊急自動車の運転に適すると認められる者を推薦すること。</p> <p>(3) 道警察を退職後1年を経過した後、再度、道警察の警察職員として任用された者は、退職時に有していた検定の受検資格を有するものとする。</p> <p>(4) 都府県警察を退職後1年を経過した後、道警察の警察職員として採用された者が、その都府県警察の行う検定に合格しているときは、当該検定に相当する訓令の検定の受検資格を有するものとする。</p>
<p>5 検定の実施時期</p>	<p>(1) 適性検査は、科学警察研究所編「運転適性検査73-2」</p>

及び検査項目（第7条関係）

により、受検者全員について、初回の検定受検時に行うものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、2回目以降の検定時にも実施することができる。

- (2) 技能検査は、検定員が同乗又は立会いの上、運転技能シート（別記第2号様式）により、減点法で行うものとし、検定の区分ごとの実施課題は次表の基準によるものとする。

検定の区分	実施課題
大型技能検定	総走行距離1,200メートル、指示速度50キロメートル毎時、坂路、右左折、信号通過、一時停止、屈折及び方向変換
中型技能検定	
準中型技能検定	総走行距離1,200メートル、指示速度50キロメートル毎時、坂路、右左折、信号通過、一時停止、屈折、曲線及び方向変換
普通技能検定1級	
普通技能検定2級A	総走行距離1,100メートル、指示速度40キロメートル毎時、右左折、信号通過、一時停止、曲線及び方向変換
普通技能検定2級B	総走行距離1,200メートル、指示速度40キロメートル毎時、右左折、信号通過、一時停止、屈折、曲線及び方向変換
二輪技能検定1級	総走行距離1,200メートル、指示速度50キロメートル毎時、坂路、直線狭路台（7秒以上）、右左折、信号通過、一時停止、スラローム及び急制動
二輪技能検定2級	検定車両の移動、総走行距離800メートル、指示速度40キロメートル毎時、直線狭路台（5秒以上）、右左折、信号通過、一時停止、8の字及び急制動

なお、二輪技能検定1級及び二輪技能検定2級の実施課題のうち、直線狭路台、スラローム及び急制動についてのコース設定基準等は、別添のとおりとする。

- (3) 検定に使用する車両は、各所属において管理する次表に掲げる車両とする。

検定の区分	使用車両
大型技能検定	乗車定員30人以上の大型自動車
中型技能検定	乗車定員11人以上の中型自動車
準中型技能検定	準中型自動車に該当する車両
普通技能検定1級	総排気量2,000リットルクラス以上の普通自動車
普通技能検定2級A	普通自動車に該当する車両
普通技能検定2級B	
二輪技能検定1級	総排気量0,400リットルクラス以上の自動二輪車
二輪技能検定2級	自動二輪車に該当する車両

6 検定の合格基準
(第8条関係)

- (1) 検定の合否は、検定の区分ごとに、技能検査の結果により判定するが、適性検査の内容の一部に問題がある場合には合格とすることができない。
- (2) 適性検査の内容の一部に問題がある場合としては、特異反応（統合失調症、てんかん、睡眠薬常用等）がある場合があるが、この場合においては、受検者の誤記等も考えられることから、直ちに不合格とすることなく、当該受検者の所属に対して意見を求めるなど慎重に確認した上で、特異反応の疑いが強く現れ、運転適性を欠くと認められるときに限り、不合格とする。
- (3) 道警察又は都府県警察を退職後1年を経過した後、道警察の警察職員として任用された者が、4の(3)又は(4)に基づき、普通技能検定1級を受検し、不合格となった場合、下位の級位に当たる普通技能検定2級A又は2級Bの合格基準を満たすときは、当該検定を合格とすることができる。

7 合格者の通知
(第9条関係)

- (1) 所属長に対する適性検査の通知は、運転適性診断票73-2（別記第3号様式。次事項において「診断票」という。）により行うものとする。
- (2) 所属長は、適性検査の結果を基に、本人の適性または欠陥を指摘して、欠陥を補完する運転を行うことを具体的に指導し、事故の防止を図るものとする。
また、診断票は、日常の安全運転の指導など指導監督に活用するものとする。
- (3) 検定を有する者が退職した場合、その者に係る検定の合格は失効するが、退職後1年を経過するまでの間において、

	<p>再度、警察職員として任用された者に係る検定の合格は、退職後もなお効力を有するものである。</p> <p>(4) 都府県警察を退職後1年を経過するまでの間に道警察の警察職員として採用された者が、その都府県警察の行う検定に合格しているときは、当該検定に相当するこの訓令の検定に合格したものとみなすことができる。</p>
8 検定の取消し等 (第10条関係)	<p>(1) 検定の取消しは、検定を有する者が重大な過失により交通事故を起こした場合、悪質若しくは重大な道路交通法令違反を犯した場合、短期間に繰り返し交通事故を起こした場合又は精神的若しくは肉体的な欠陥によって車両の運転に支障を来すおそれのある場合に、当該検定を有する者の所属を所管する委員会の委員長が行うものとする。</p> <p>なお、交通事故については、公務中の事故はもちろん、私用中の事故も含むものとする。</p> <p>(2) 委員長は、検定の取消しを行った場合において、当該検定が他の委員会の委員長が合格の決定を行ったものであるときは、検定を取り消した旨を当該合格の決定を行った委員長に通知するものとする。</p> <p>(3) 運転の禁止期間は、60日以内とし、具体的事案（理由）に応じて所属長がこれを決定するものとする。</p> <p>(4) 所属長は、運転を禁止した所属職員に対し、必要な指導教養を行うものとする。</p> <p>(5) 所属長が行う委員長に対する報告は自動車運転技能検定取消等事案（理由）報告書（別記第4号様式）により、委員長が行う所属長に対する通知は自動車運転技能検定取消決定通知書（別記第5号様式）により、それぞれ行うものとする。</p> <p>(6) 所属長は、委員長から取消しの通知を受けたときは、速やかに当該職員に示達し、所要の措置を講ずるものとする。</p>
9 所属長の責務 (第11条関係)	<p>(1) 所属長は、所属職員の運転技能等を把握し、必要に応じて、運転技能、交通関係法令、交通事故防止等について指導教養を行わなければならない。</p> <p>(2) 所属長は、所属職員が過失又は技能不足により交通事故を起こしたときは、その都度、当該職員に対し、再発防止のために必要な指導教養を行うものとする。</p>

※ 別添は省略